

重要事項説明書

(訪問介護・第1号訪問事業サービス)

事業所：訪問介護ステーションそらまめ

1 概要

(1) 事業所の概要

事業者名	訪問介護ステーション そらまめ
所在地	三重県名張市希中央5番町35番地
介護保険事業者番号	三重県2471300703号 名張市24A1300227号
管理者及び連絡先	氏名 津田史子 連絡先 0595-62-3050
サービス提供地域	名張市

(2) 当社の概要

名称・法人種別	医療法人 康成会	
代表者名	堀井 康弘	
本社所在地・電話	奈良県北葛城郡河合町星和台2-1-20 0745-31-2073	
営業所数等	居宅介護支援	2ヶ所
	訪問看護・介護予防訪問看護	1ヶ所
	訪問介護・第1号訪問事業	2ヶ所
	通所介護・第1号通所事業	3ヶ所
	住宅型有料老人ホーム	2ヶ所
	サービス付き高齢者住宅特定施設	1ヶ所

2 事業の目的と運営方針

事業の目的	訪問介護または第1号訪問事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にあるご利用者様が訪問介護を利用される場合に対して、訪問介護従業者が各種のサービスを適切に行うことを目的としています。
運営の方法	ご利用者様の要介護状態に合わせて日常生活に於ける不便さや家族の介護負担の軽減、また状態の悪化防止や要介護区分が上がることの予防に資するよう、その目標を設定して計画的にサービスを提供させていただきます。又、提供する訪問介護または第1号訪問事業の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めます。

3 事業者の職員体制等

職 種		従事する サービス、種類	人員
管 理 者		管 理 業 務	1 名 (サービス提供責任者兼務)
サービス提供責任者		訪 問 介 護	3 名
訪問介護 員等	介護福祉士	訪 問 介 護	14 名 (常勤 6 名、非常勤 8 名)
	初任者研修 ヘルパー2 級	訪 問 介 護	2 名 (常勤 0 名、非常勤 2 名)

4 営業日及び営業時間

営 業 時 間	休 業 日
24 時間(み・かさ名張入居利用者)	年 中 無 休(み・かさ名張入居利用者)
平日：8 時 30 分～17 時 30 分(上記以外の利用者)	年末年始(12/30～1/3) (上記以外の利用者)
土曜：8 時 30 分～13 時(上記以外の利用者)	日曜日(祝日は営業) (上記以外の利用者)

5 サービスの内容

<訪問介護・第 1 号訪問事業サービス>

- (1) 介護福祉士もしくは訪問介護員(旧ヘルパー2 級・初任者研修修了者以上)が自宅に訪問して利用者の日常生活上の世話をを行うサービスです。
- (2) 事業者は、次のサービス内容区分の中から指定時間に応じて選択されたサービスを提供します。

【サービス内容区分】

身体介護	起床、就寝、排せつ、入浴、部分浴、整容、食事等の介助 身体の清拭、洗髪、衣服の着脱、体位変換、服薬確認等
生活援助	調理、洗濯、住居の掃除、整理整頓 買い物、薬の受取り、衣服の入れ替え等
○ 利用者の住居で、訪問介護サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、利用者の負担となります。	

- (3) サービス提供にあたっては、別添の「訪問介護計画書」「訪問事業サービス計画書」に沿って計画的に提供します。

6 サービスの提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス提供記録」の書面に必要事項を記入して、利用者の確認を受けます。
- (2) 事業者は、前記の「サービス提供記録」その他の書類をその完結の日から 2 年間もしくは 5 年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、または実費負担によりその写しを交付します。

7 サービス提供責任者

- (1) サービス提供の責任者は、次の通りです。なお、サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

名： 津田史子 渡邊真由美 連絡先(電話) 0595-62-3050
 名： 廣部 亜紀子 連絡先(電話) 090-9705-5977

8 利用料金

(1) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。

(2) 名張市は 7 級地のため 1 単位 10.21 円 となります。

● 訪問介護 **基準型**(高齢者虐待防止措置実施の有無)

※特定事業所加算Ⅱ算定のため、基本単位の 10%増の単位数で記載

サービス提供内容		単位数
身体	20 分未満の身体介護	179 単位/回
	20 分以上 30 分未満の身体介護	268 単位/回
	30 分以上 1 時間未満の身体介護	426 単位/回
	1 時間以上 1 時間 30 分未満の身体介護	624 単位/回
	以後 30 分超過につき	90 単位/回
生活	20 分以上 45 分未満の生活援助	197 単位/回
	45 分以上	242 単位/回
生活 援助 加算	20 分から起算して 25 分ごとに加算、70 分以上を限度	72 単位/25 分 (20 分から起算)

●加算等

初回加算	200/月
同一建物に居住する利用者の減算	月合計の単位数×(-10%)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	月合計の単位数×24.5%

○ 上記の利用料は、8 時から 18 時までの利用です。

・早朝（6 時から 8 時まで）と夜間（18 時から 22 時まで）は、上記の料金に 25%の割増料金が加算されます。

・深夜（22 時から 6 時まで）は上記の料金に 50%の割増料金が加算されます。

○ 以下のように 2 人の訪問介護員が共同でサービスを提供する場合には、上記の利用料が 2 倍になります。

- ・体重の重い方に入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為が見られる方にサービスを提供する場合など

○ 初回加算

※算定条件(第 1 号訪問事業も同様)

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護が同月内にサービス提供責任者自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員などが訪問介護を行う際に同行訪問した場合にひと月について算定します。

○ 特定事業所加算Ⅱ

※算定条件

厚生労働大臣の定める基準の体制要件・人材要件に適合している場合算定します

● 第1号訪問事業 **基準型**(高齢者虐待防止措置実施の有無)

事業対象者・要支援1・要支援2

1単位：10.21円

サービス内容略称	サービス内容	単位数
訪問型独自サービス21	標準的な内容の指定相当 訪問型サービス	287 単位/回
訪問型独自サービス22	生活援助が中心 (20分以上45分未満)	179 単位/回
訪問型独自サービス23	生活援助が中心 (45分以上)	220 単位/回
訪問型独自短時間サービス	短時間の 身体介護が中心	163 単位/回
初回加算	初回のみ算定	200 単位/月
同一建物に居住する利用者の減算	同一建物の利用者 20人以上に提供する場合	月合計の単位数×(-10%)
介護職員処遇改善加算(I)		月合計の単位数×24.5%

● 交通費

通常のサービス提供地域以外の地域についてのみ、所定の交通費(実費相当)が必要となります(別途見積いたします)。なお、自動車を使用した場合は、事業所から5km未満100円、10km未満250円、以後10km増すごとに50円(往復)

- (3) 介護保険料以外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)は、全額自己負担となります。

＜介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります＞。

- (4) 自己負担金は、毎月10日までに前月分の請求をいたします。お支払いは原則金融機関での自動引き落としとさせていただきます。

(毎月26日、当日が休日の場合翌営業日)

- (5) 領収書は再発行いたしませんので、大切に保管してください。

- (6) まだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合は、いったん利用者が利用料金額(10割)を支払いますが、認定を受けた後及び居宅サービス計画が作成された後に自己負担(1割又は2割又は3割)を除く金額(9割又は8割又は7割)を介護保険から受け取ることができます。「償還払い」「償還払い」となる場合、保険給付の申請を行うため必要となる「サービス提供証明書」を交付します。

9 利用の中止(キャンセル)

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、速やかにできるだけサービス利用の前日までに次の連絡先(又は前記のサービス提供責任者)までご連絡ください。

連絡先 (電話)：0595-62-3050(み・かさ名張入居のご利用者様)

090-9705-5977(上記以外のご利用者様)

- (2) 利用者が当日サービスの利用を中止される際、既に当事業所職員がサービス活動のために利用者宅へ向かうなど、やむを得ずサービス活動が中止できない場合はキャンセル料として 500 円をいただきます。

10 相談窓口、苦情申立窓口

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所お客様相談コーナー	電話番号 0595-62-3050 FAX 番号 0595-48-7667 サービス提供責任者 津田 史子 対応時間 9時～17時
三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課、苦情処理係	〒514-0004 三重県津市栄町3丁目143-1 TEL 059-222-4165 受付 9時～17時
名張市役所 介護・高齢支援室	〒518-0492 三重県名張市鴻之台1-1 TEL 0595-63-7599

11 緊急時の対応方法

サービス提供中に体調の急変等があった場合は、速やかに下記、緊急連絡先、主治医、居宅介護支援専門員に連絡いたします。

		氏 名	連絡先
緊急連絡先	①		
	②		
主治医	氏 名		
	連絡先		
介護支援専門員			

12 その他

- (1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - ①訪問介護員は医療行為や年金等の金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。(生活支援として行う買い物等に伴う少額の金銭の取り扱いは可能です)。
 - ②訪問介護員は、介護保険制度上、利用者(要介護者)の介護や家事の準備等、利用者(要支援者)の自立支援を行うこととされています。家族の方の食事の準備などそれ以外の業務については介護保険外のサービスとなりますのでご了承ください。
 - ③訪問介護員に対する贈り物や飲食等のおもてなしはご遠慮させていただきます。
 - ④暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りいたします。他の利用者様・職員等へのハラスメント等により、サービス提供を中止させていただくことがあります。信頼関係を築くためにもご協力をお願い致します。
- (2) 事故発生時にはご家族、居宅介護支援専門員及び市町村に連絡いたします。
- (3) 自然災害発生時には「自然災害発生時における業務継続計画」に基づいて営業いたします。それに伴い、年に1回以上研修を行っています。
 - ・サービス提供時間前に暴風雪警報及び特別警報が発令された場合、地震(震度5以上)が発生した場合、南海トラフに関する情報が発表された場合はサービス提供を中止させていただくことがあります。また大雪等で移動が困難、危険と判断した場合もサービス提供を中止させていただくことがあります。
 - ・サービス提供時間中に暴風雪警報及び特別警報が発令された場合、地震(震度5以上)が発生した場合、南海トラフに関する情報が発表された場合は状況に応じてご家族様(緊急連絡先)に連絡させていただきます。
- (4) 新型コロナ、インフルエンザ等の感染症発生時には「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画」に基づいて営業いたします。
 - ・感染対策委員会を設置し、1回/月委員会を開催しています。
 - 1回/年以上研修を行っています。
- (5) 虐待防止のための取り組み
 - ・「虐待防止のための指針」に基づいて虐待防止に取り組みます。
 - ・虐待防止委員会を設置し、1回/月委員会を開催しています。

13 当事業所のサービスの方針等

- まごころに笑顔をそえてサービスをいたします。
- お客様の立場に立った満足のいくサービスをいたします。
- 自宅でより良い安心した生活が送れるようお手伝いいたします。
- 個人情報保護、介護サービス情報の公表制度に取り組んでいます。
- 訪問介護員及びサービス提供者について資格取得、キャリアアップに取り組み推進しています。

年 月 日

事業者は、利用者に対する訪問介護または第1号訪問事業サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項の説明を行いました。

訪問介護・第1号訪問事業サービス事業所

所在地 名張市希中央5番町35番地

名称 訪問介護ステーション そらまめ

説明者

職名 _____

氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要な事項の説明を受けました。

私は、訪問介護または第1号訪問事業サービスの提供開始に同意します。

私は、この重要事項説明書を一部受け取りました。

利用者
〔代筆の場合は〕
カッコ書

住所 _____

氏名 _____

身元引受人

住所 _____

氏名 _____

続柄 _____